

第12回 犯罪被害者支援京都フォーラムを開催

平成24年2月4日午後1時30分、京都平安ホテルに於いて犯罪被害者支援京都フォーラムが開催された。平成23年4月1日より公益法人として移行した京都犯罪被害者支援センターが、京都市より犯罪被害者総合相談窓口として業務委託を受け一年を経過した事を検証する為のものでもある。-社会全体で被害者を支えるために-をサブタイトルとして、京都市と共に主催したものである。支援センター奥村正雄副理事長、京都市西出義幸文化市民局長による挨拶で開会した。

基調講演は、平井紀夫全国被害者支援ネットワーク副理事長によるもので「市民にとっての犯罪被害者支援」である。まず現在の社会と犯罪被害者支援との関係について述べた。主な内容は以下のとおりである。

今日我々の日常の中に世界中の「物」「お金」「情報」が身近にあり、どこでも誰でもコミュニケーションが取れるグローバルな社会である。旧来「国家」や「企業」が中心であったものが「個人」や「国民」の相互コミュニケーションが重要となってきた。厚生労働省の日本のビジョンの中にも、自助、共助、公助のバランスが取れた社会を目指すことが謳われている。被害者支援もその通りで、被害回復をすることとは被害者自身の自らの自助の気持ちがなければ不可能である。公助として基本法や基本計画が生れ、制度そのものが大きく改善された。今、第二次基本計画がスタートして、更に経済的支援、年金、雇用、住居、就労等、国として、地方自治体として、努力されている。

これからの犯罪被害者支援は、共助の一つの活動である。京都でもボランティアの方々の力を借りているが、一団体では経済的に自立することは出来ない。府や市の補助を頂きながらも、多くの会員の力で自立してゆくことが新しい社会づくりの一つと考える。

日本の新しい社会をつくってゆくその一つの側面としての、犯罪被害者支援活動と言える。フランス等でも市民の活動を国が支えるという仕組みが出来ているが、京都市が犯罪被害者支援の相談窓口を委託されたが、私はこれを新しい日本の社会づくりの一つのアクションと理解している。我々京都として、新しい歩みをしてみよう！と日々の活動を進めて頂きたい。

次に犯罪被害者に関する国民の意識について、内閣府の調査によると相談窓口は圧倒的に警察と回答された。頼りにするところ、支援を求めるのはどこかという問いかけには、地域の絆が見直されている。民間ボランティア団体による被害者支援については、私の実感として知られていない。

被害者の心情については、精神的被害の事実が圧倒的に多い。二次的被害や個々としての被害者の多様性が浮かび上がってくる。求められているのは、ワンストップでの支援ではないか。また「危機介入」について、被害直後に集中的に行う体制づくりを全国的にそのようなチームを結成しようと全国被害者支援ネットワークで検討している。

被害者の心情については、精神的被害の事実が圧倒的に多い。二次的被害や個々としての被害者の多様性が浮かび上がってくる。求められているのは、ワンストップでの支援ではないか。また「危機介入」について、被害直後に集中的に行う体制づくりを全国的にそのようなチームを結成しようと全国被害者支援ネットワークで検討している。

時間的経過によって必要となるのは、自立支援の励ましと支援団体・自助グループである。日本の被害者支援も1980年来30年の積み重ねがある。

2004年に出来た基本法には、地方公共団体の責務、国民にもその施策に協力する責務が謳われている。基本法の重点課題には「国民の理解」がある。回復には地域社会の支援がキーとなっている。その目的は新しい社会づくり、安心安全な社会づくりである。また、国民の誰もが遭遇するかも知れないので国がそれを支援しよう、本来は加害者が賠償すべきであるが、被害者が加害者から損害賠償を受けることは、往々にしてなされていないため、国による給付金補償制度がある。しかし加害者と被害者の手当は、いかにも未だ不均衡である。私たち支援団体として京都市に拠点を置いているが、北部にも是非必要である拠点を設けてゆきたい。

行政の皆さんと一緒に新しい日本における犯罪被害者支援活動を展開していくことが、我々にとって重要であると考えている。

講演の最後には、「市民にご理解を頂き賛助会員として御協力いただきたい」と訴えた。

続いて、パネルディスカッションを開催した。パネ





リストに、交通犯罪のご遺族、京都府警察犯罪被害者支援室大塚照美室長補佐及び京都市文化市民局くらし安全推進課樋掛実喜雄課長を迎え、当センターの川本哲郎理事がコーディネーターを務めた。

まず、川本コーディネーターより次のように趣旨説明があった。

今回から京都市と開催すること、社会全体で犯罪被害者を支えるためには関係機関の連携が必要であり、その中で我々京都犯罪被害者支援センターの役割をどう果たすか重要である。京都市、当事者であるご遺族及び京都府警察から、どういう活動をされているかお話を伺いたい。

最初に、京都市くらし安全推進課樋掛課長より、今年度4月1日、犯罪被害者支援に特化した条例を施行したこと、制定の経過について説明された。具体的な支援策について条例化に向けた調査検討を行うため、犯罪被害者や遺族の方々を対象にアンケート調査を行い、これに基づき検討を深め作成したものである。主な施策は次の通りである。

- *生活資金の給付…犯罪などにより生活に困窮する被害者に支給する。
- *住居の提供…被害によりこれまでの住居に住めなくなった人に一時的な住居等を提供する。
- *一定の生活回復に向けた支援とした心のケアを行う。
- *京都市の地域特性を生かした独自の取組みとして大学等と連携した啓発や人材育成をする。
- *観光旅行者等の支援…外国人等言葉に困っている方々に通訳の派遣をしている。
- *犯罪被害者を支える社会の構築を行う。
- *民間支援団体に対する支援…民間の活動を促進、活性化する。
- *教育活動の推進
- *広報啓発活動…市民ひとりひとりに犯罪被害者支援についての関心を持ってもらうことが非常に大切と考えている。

続いて、被害者遺族が、まだ心の整理もついでなく何を話してよいのか、用意したものが飛んでしまっていると前置きし話し出された。

通学途上で17歳の長女をクレーン車に轢き殺されたご遺族である。普通に暮らしていた日常や大切にしていたものをすべて奪われた日々を具体的に話された。被害直後の状況、葬儀などについて裁判や弁護士について、その後の日々の生活や家族の状況、3年経っても家族が「お互い神経をピリピリさせて生活している」と話された。

後に「被害について、これほど生々しいお気持ちを伺ったのは初めてです」と、あるマスコミの方が咳か

れたのです。

川本コーディネーターは、「交通犯罪被害者の方から、お話を伺って、何回か経験しているが、これはオンリーワンの世界であり、世界にたった一つだけのお話だと思って聞かせていただいたと言われた。



最後に、京都府警察大塚補佐が警察による被害者支援について述べられた。

平成8年2月「被害者対策要綱」から警察の被害者支援は始まった。被害者に最初に接することが多いので被害発生直後に重点を置いている。(府下の警察署に支援係を置きさまざまな係から支援要員に指定している。)その他、臨床心理士によるカウンセリング、公費負担制度がある。

今日、お話しいただいたご遺族のケースでは、発生直後、発生した署より本部支援室に連絡があった。そして具体的に事件の概要、犯人の情報、被害者の状況等を把握するため本部支援室が外向き情報収集を行った。その後、支援体制を整え、ご家族に捜査状況を説明し、ご遺体連れて帰りたいというご家族の要望に応え、ご遺体のお顔をきれいに拭い髪を整えるなどしてご自宅まで送った。また、葬儀も円滑に進められるよう手配した。その後、京都犯罪被害者支援センターと一緒に自宅訪問し、支援のため情報を伝えた。

警察の支援は、早い段階で支援体制を確立し初期的支援を行うこと、ご遺族のいろいろな要望を聞きながら臨機応変に対応することができたと思っている。今後も関係機関や行政、民間支援団体と連携してさまざまな支援ができることと思う。

以上でパネリストの話は終了し、その後、会場より京都市におけるサポートチームの活動、条例を巡っての報告等活発な意見が出た後当センター村上晨一郎理事の挨拶をもって閉会となった。

●●● 支援活動状況 ●●●

(平成23年度：平成24年1月・2月)

月		1月	2月
電話相談	フリーダイヤル	21	29
	451-7830	11	19
	電話相談合計	32(11)	48(25)
面接相談	面接相談	13(9)	13(9)
	内カウンセリング	5(4)	3(2)
直接支援		42(22)	40(26)

() 数字は京都市受理分



ボランティア14期生を迎えました

平成23年12月3日から平成24年1月14日まで、9日間12講座に亘るボランティア事前研修が開催され応募者12名が参加されました。

研修は、当センターの組織、被害者支援の歴史、警察の被害者支援、司法手続きの中での被害者支援、電話相談、PTSD、支援に携わる者の課題、交通犯罪、被害者の声など毎年恒例の基礎的知識の講座に加え、今年度は、行政の取組みについての講座を設けました。一つは京都府安心安全まちづくり推進課の担当者から京都府の犯罪被害者サポートチームの業務について、もう一つは京都市くらし安全推進課の担当者から、京都市の犯罪被害者等支援条例施行とそれに伴う京都市犯罪被害者総合相談窓口として当センターが委託業務を開始したことについてお話をいただきました。

期間中、諸事情により研修を断念された方もありましたが、研修後の面接を経て、10名が継続して研修を受け、来年度の認定を目指していただくことになりました。

23年度最終の月例研修

2月27日、京都府警察本部の犯罪被害者支援室からお二人をお招きして、東日本大震災のあと警察官として携わってこられた業務について、その一部をお話ししていただきました。お二人とも主にご遺族との関わりについてお話しされ、想像を絶する被災状況の中で業務を遂行されるに当たり、どのような心構えで関わり、どのようなお気持ちになられたか、可能な範囲で率直に伝えてくださいました。

センターの活動を支援してくださる皆様に心より感謝申し上げます

会費及び寄付を頂戴した方々を謹んでご報告申し上げます。センターの活動をご支援くださりまして誠にありがとうございます。なお、記載漏れ等がありましたら、お手数ですが事務局までご一報いただきますようお願いいたします。また、お名前の記載を望まれない方は、お申し出ください。

寄付者 <平成23年11月1日～平成24年2月29日>

株式会社藤田産業 吉忠株式会社 京都産業大学
個人4名

平成23年度会費納入者 <平成23年11月1日～平成24年2月29日> (順不同・敬称略)

【正会員】

個人6名

【賛助会員個人】

個人23名

【賛助会員団体】

京都府城陽警察署 生活安全課 北交通安全協会 北防犯協会

●●●●● 事務局日誌 ●●●●●

11月

11月1日 配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議

11月4日 面接相談2件

11月8日 面接相談、会計指導

11月9日 月例研修会

11月10日 法律相談付添

11月12日 左京子どもふれあいカーニ

バル参加、ロールプレイ研修

11月14日 裁判傍聴、面接相談、クリニック付添

11月15日 近畿ブロック事務局長会議

11月17日 京都府警察学校講師

11月18日 第7回運営委員会

11月19日 ロールプレイ研修

11月20日 TAV街頭活動参加

11月21日 国民の集い石川大会パネリスト

11月23日 府民講座(宮津)

11月24日 面接相談

11月25日 犯罪被害者週間街頭活動

11月26日 ロールプレイ研修、ホーム

ページ更新、京都市PTAフェ

スティバル参加

11月28日 法律相談付添、面接相談、裁

判傍聴見学

11月29日 面接相談



11月30日 第4回理事会	1月	会計指導
12月	1月6日 京都拘置所にて講話、会計指導	2月8日 裁判傍聴、面接相談
12月1日 面接相談、法律相談付添、クリニック付添	1月7日 事前研修会⑧⑨	京都府内の相談機関等に係る担当職員研修会
12月2日 なら犯罪被害者支援センター講師	1月10日 法律相談付添	2月9日 みえ犯罪被害者総合支援センター支援員視察研修
12月3日 面接相談、犯罪被害者週間街頭活動、事前研修会①②	1月11日 面接相談	京都拘置所にて講話
12月5日 京都拘置所にて講話	1月12日 事前研修会⑩	第9回運営委員会
12月6日 法律相談付添2件、会計指導	1月13日 裁判傍聴	2月10日 性犯罪被害者対策研究分科会
12月7日 法律相談付添、京都家庭裁判所にて講話	1月14日 事前研修会⑪⑫	2月14日 検察庁付添
12月8日 検察庁付添、事前研修会③	1月16日 面接相談	2月15日 面接相談、第5回理事会
12月10日 事前研修会④⑤	1月17日 面接相談	2月16日 裁判傍聴、面接相談
12月12日 裁判傍聴、法律相談付添、京田辺市社会福祉協議会講師	1月18日 第8回運営委員会、会計指導	2月17日 近畿ブロック研修会①和歌山
12月13日 PTA右京南支部人権研修会	1月20日 法律相談付添	2月18日 近畿ブロック研修会②和歌山
12月14日 京都拘置所にて講話	1月21日 ホームページ更新	2月19日 面接相談
12月15日 法律相談付添2件、事前研修会⑥	1月22日 面接相談	2月20日 女性のための相談ネットワーク会議
12月16日 面接相談	1月23日 面接相談	2月21日 いのちを考える教室(塔南高校)
12月17日 ホームページ更新、事前研修会⑦	1月24日 面接相談	2月22日 面接相談、京都家庭裁判所にて講話
12月20日 面接相談	1月25日 面接相談	2月23日 面接相談
12月22日 法律相談付添、京都家庭裁判所にて講話	1月26日 面接相談、京都家庭裁判所にて講話	2月24日 面接相談
12月26日 代理傍聴、面接相談、検察庁付添	1月27日 クリニック付添	2月26日 面接相談
12月27日 面接相談	1月30日 法律相談付添	2月27日 月例研修会
	1月31日 代理傍聴、面接相談2件	2月28日 市町村担当者研修(福知山)
	2月	全国被害者支援ネットワーク選挙管理委員会
	2月2日 面接相談	2月29日 面接相談、交通事故被害者対策研究分科会
	2月4日 第12回犯罪被害者支援京都フォーラム	
	2月6日 面接相談、法律相談付添	
	2月7日 少年被害者対策研究分科会、	

事務所移転いたしました

去る3月17日、事務所の引越しを行いました。以前の事務所は、平成11年から防犯会館の一部屋をお借りしていましたが、業務の拡大に伴って手狭になり、ボランティアの皆様にも何かとご不便をおかけしておりました。長年親しんだ事務所であり、防犯会館の方々にはいつも良くしていただいておりますので、引越しが決まった時は嬉しさ半分、寂しさ半分といった気持ちでした。

17日は生憎の雨模様でしたが、ボランティアの皆様や京都府警の支援室の方々にお手伝いいただき、無事に予定通り、引越しを終えることができました。

新事務所は、以前の事務所から北に5分ほど歩いた場所で、検察庁の東隣にある交通安全会館の2階になります。広さが以前の事務所の約2倍になり、念願であった面接室も出来ました。事務所や電話相談室にも窓があるので、部屋全体が明るくなり、電話担当に入ってくださった方にも大変好評です。

新事務所に移り、支援センター一同気持ちも新たに、被害者支援に尽力していく所存です。お近くにお越しの際は、是非、新事務所にお立ち寄りください。

**新事務所：京都市上京区衣棚通出水上の御霊町
63番地 交通安全会館**
事務局電話・FAX・相談電話等の変更はありません

◇ほんのりと桜がほころんできました。今年は厳しかった冬の故か、梅と一緒に咲いています。この陽気も明日はまた変わりそうだとか、日々変わる気候に鍛えられます。新しい場所に移って一気に明るく広くなりました。京都犯罪被害者支援センターは、新しいステップを踏み始めます。皆様よろしくご支援ください。

● お願い 住所変更された方は、お手数ですが事務局までご一報下さいますようお願い致します。

ホームページもご覧下さい

<http://web.kyoto-inet.or.jp/org/kvsc7830/>

発行所 公益社団法人京都犯罪被害者支援センター
事務局 TEL & FAX 075-415-3008
E-mail kvsc7830@mbox.kyoto-inet.or.jp